

# 訴 状

2015年2月3日

八王子簡易裁判所 御中

慰謝料請求事件

訴訟物の価格 140万円

貼用印紙額 1万2千円

予納郵券 8,822円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告吉田は、原告に対し、糾弾掲示板に謝罪文を別紙記載の要件で、一回掲載せよ。
- 2 被告らは原告に対し、連帯して、金130万円及び、これに対する訴状送達の日から翌日から、支払い済みまで、年5%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。との判決、並び仮執行宣言を求めらる。

## 第2 請求の原因

当事者

- 1 原告は、1996年に虚偽告訴されて服役、再審請求目的に事件関係者らを提訴、この書証と主張をインターネット上で流す活動に明け暮れている。
- 2 被告らは、裁判正常化道志会なるバーチャルオフィスの下に組織化した結社の組織者であり、その活動は裁判所前の街宣、また行政官庁への強訴等から、構成員の多くは被逮捕歴があり、実刑判決者も輩出している。

被告は、インターネット掲示板「デタラメ判決を正す」（以下「本件掲示板」という。）を管理運営する者である。被告は、訴外吉田卓朗（以下「吉田」という。）と旧知であり、訴外小川達夫（以下「小川」という。）が行っている柏市に対する裁判を支援し、被告の開設するホームページに同裁判の資料を掲載している。

(2) 訴外坪井隆作、訴外北詰淳司、小川及び吉田（以下、合わせて「坪井ら」という。）は、2年ほど前から、本件掲示板に、原告を誹謗中傷し、個人情報  
を流布する記事を掲載するようになった。

(3) 原告は、被告に対し、これらの記事の削除を要請したが、被告はこれを無視し、2年以上にわたり、本件掲示板に放置し続けている。被告は、直ちに名誉毀損的表現を削除できる立場にあり、上記の各記事は、原告に対する個人攻撃であることが明白に認識できる。

(2) 被告による不法行為 1

被告は、茨城県牛久市による違法な国土調査に基づく不正な裁判（以下「牛久市との裁判」という。）により、土地を奪われたと主張する者であるが、そもそも、被告は氏名や住所を隠し、上記裁判の当事者でない疑惑があり、原告に対し、牛久市や担当裁判官の刑事告訴中であり、民事再審請求を行い、弁護士を依頼した旨の虚偽の事実を告げた。

また、訴外小川達夫（以下「小川」という。）は、千葉県柏市による戸籍の改ざんから虚偽の住民票が作られたために、資産を奪われたと主張する者であり、被告は小川と共にこの事件の裁判（以下「柏市との裁判」という。）の運動を行っている者であるところ、原告に対し、柏市との裁判において、小川の代理人から、小川に訴訟の取下げを求める和解勧告がされた旨の虚偽の事実を告げた。

原告は、被告の主張が真実であると信じて、インターネットにおける自らのホームページに柏市との裁判の記事を掲載するなどしていたため、被告や小川の犯罪に加担する結果となった。

### 第3 事案の概要

本件は、原告が被告巫を提訴した、立川支部・平成25年(ワ)第3072号事件の被告巫の答弁書に於ける虚偽表示(虚偽記載)から、原告が被告吉田と係争している訴訟の進行・主張立証が阻害される訴訟妨害、また現在に至るまで被告吉田に拠る人権・人格侵害を被り続けている。

被告巫が管理するデタラメ判決を正す掲示板の上に、係争中である被告吉田は原告の個人情報暴露、口汚い誹謗中傷投稿に対して、被告巫に抗議したところ、一時中止はしたものの、間もなく再開して以前にも増して悪罵を投げつけてきた。以下が当時の事態であり、この「専用の掲示板」が、**本訴訟の争点**であり核心である。

被告巫の答弁書

2018年12月に、原告は具体的な理由を語らずに、原告と訴訟をしている相手の投稿を全面的に削除するように、掲示板の投稿を通して管理者に要求した。被告は、原告が問題としている投稿者と思われるハンドル名「北京や」氏に連絡し、「原告が文句を言っているのを、そういう投稿を控えて欲しい。もしも、そのような主張をインターネットで発信したい場合には、専用の掲示板などを立ち上げたらどうか、その支援はする」と相談したところ、「原告とは訴訟になっており、裁判の場ですぐに決着をつけるから、今後、掲示板に投稿しないし、専用の掲示板等も不要だ」ということだったので、管理者として次のような投稿を掲示板に書き込むにとどめた。

被告巫が提供申出をしたとする専用掲示板を、被告吉田は拒否したとあるが、事実は吉田が譲り受けて、これを訴外・小川達夫名義の「週刊相場情報掲示板」(以下小川掲示板という)なる名称で、2013年12月からインターネット匿名掲示板として公開している。

しかし被告小川は、掲示板の管理・操作の能力も権利もなく、週刊相場情報掲示板と称しながら、相場事に関係のない被告吉田の独演ヘイトスピーチを掲載し続けている。

原告は小川に対して、被告吉田の検索結果目的の個人情報流布は削除せよと要求し続けているが、小川掲示板の管理操作は他者が行い不可能であり、小川自身もこの事態に困惑して、昨年4月には警視庁サイバー犯罪相談室に赴き相談した、その後には刑事告訴をしたとの回答を得ている。

小川が刑事告訴したとする内容・被疑者は不明だが、現在に係争している小川吉田訴訟で求釈明、また小川宛ての質問状で事実確認をする。

### 第4 法律上の争訟 及び主張と争点

#### 1 争点A 虚偽表示・不当表示

虚偽表示とは「相手方と通じて為した虚偽の意思表示」をいう(民法94条)

被告らは、係争相手である原告への訴訟妨害目的に、小川掲示板と称した登録人管理者不在の匿名掲示板を開設、この掲示板上で進行する弁論裁判に対して悪罵罵倒の威嚇威圧を仕掛けてきた。

虚偽表示の要件として、週刊相場情報掲示板と称した小川掲示板の登録者・管理者は被告らであり、外形・内実共に虚偽の意思表示が為されている、また両被告と訴外小川との通謀は明確である。

この週刊相場情報掲示板の名称は不当表示であり、景品表示法4条各号に抵触して、不当表示に該当する表示をすることは禁止されている。

## 2 争点B 共同不法行為に基づく名誉毀損・侮辱罪・威力業務妨害

他人の名誉を毀損した者に対しては、名誉を回復するのに適当な処分を命じることができる(民法723条)

【1】一般多数人の事実に関するものであること

【2】公益を図る目的でなされたものであること

【3】真実であること

この三点を具備しない被告吉田の違法記事を、被告巫の二つの匿名掲示板は即時掲載している、これに対して原告は、4年前の2011年春から、荒し行為を排除すべく投稿記事はチェックする承認制設定にせよと、提言・抗議し続けてきた。

被告吉田の投稿記事は、単なる誹謗中傷の域を超えて、原告の社会的評価を著しく低下させるものである、これらの記事内容は公然と事実を摘示するものであるか、否か、事実の摘示がない場合は、侮辱罪の成否が問われる。

威力業務妨害罪(刑法234条)の「威力」とは、他人の自由な意思決定を制圧するような威勢を示すこと(判例)であり、被告吉田の常軌を逸した罵倒と実名暴きには、冤罪事件被害者としては恐怖・憤怒に耐えない。

吉田訴訟の判決書には、「本訴訟提起以前に、被告吉田は原告の実名公開をした事実は認められない」この趣旨で原告敗訴としたが、実態は吉田提訴後に以前にも増して苛烈・執拗に実名暴きを、巫掲示板・小川掲示板で為されている。

訴訟当事者でありながら、他者を偽り裁判外での威力業務妨害行為、更に相場情報掲示板と偽装した匿名掲示板は、被告吉田の独占ヘイトスピーチ情宣の”公器”と化している。

## 3 争点C プロバイダ責任制限法違反

プロバイダ責任制限法とは、インターネットでプライバシー侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律である。

プロバイダには、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども含まれる、つまり、運営する掲示板に個人のプライバシーなどを侵害する書き込みがあった場合についても、掲示板の管理者が責任を問われる。

原告は昨年7月、小川掲示板に係るサービス提供するGMOメディアに対して、発信者情報開示請求申立を行った。

しかし開示は拒否されたものの、小川掲示板の登録・管理者は、小川にごく近い事件関係者(柏市戸籍改竄事件)であるとの教示を得た。

被告巫の答弁書の内容と開設時期から、小川掲示板の登録・管理者は両被告であると確信を以って訴訟提起をしたのである。

## 争点Bに係る被告吉田の欺罔行為

## 小川吉田訴訟の原告準備書面4

欺罔には、積極的欺罔(虚偽の事実の表示)と、消極的欺罔(真実を告げないこと)とがある。

欺罔行為、錯誤、錯誤に基づく処分行為、詐取という因果経過を辿ると、詐欺罪が成立する。

被告吉田は、2013年12月に訴外・巫召鴻から提供された吉田専用匿名掲示板を小川が登録・管理者とする”週刊相場情報掲示板”と偽り、インターネット公開した。そしてハンドルネームを使い、あたかも一投稿者を装い、原告の個人情報流布をし続けた。

この目的・意図とするところ、応訴義務から逃げた被告吉田の送達先判明から、提訴された吉田は、開始される立川支部での口頭弁論に対して、訴訟妨害目的に原告への人格攻撃のツールとして活用した。

偽装管理者の小川には、自己掲示板の操作・管理の行使権は与えられておらず、掲示板への投稿の削除等は吉田か、或いは巫召鴻により為されている。

吉田が完勝した前訴事件の勝因との因果関係は、争点Aの有形偽造、争点Bのプロバイダ責任制限法・強要罪、の認否から立証される。

敗訴すべき吉田が、支払い義務を逃れたのは、不法な利益を得たことになり、詐欺罪が成立する。10年以下の懲役で処罰される(刑法246条)。

被告巫を提訴した立川支部・平成25年(ワ)第3072号事件の判決書には、ネット掲示板の管理者責任・義務について、以下の法律から判断をしている。(判決書の抜粋)

インターネット上の掲示板の管理者は、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、当該掲示板において、他人の権利が侵害されていることを知っていたか、知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合でなければ、損害賠償責任を負わないというべきである(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律3条1項参照)

小川掲示板の登録・管理者でありながら、この事実を隠して責任の所在を隠蔽・偽装する、この事態はプロバイダ云々ではなく、公然と社会を欺く詐欺行為である。なお、糾弾掲示板の管理者は、被告らの”荒し投稿”に対して、毅然とした態度で対処をしている。

## 第5 損害

訴外・小川提訴から始まる被告らの策謀から、進行する四件の訴訟の主張・反論に重大な支障が生じて、争う権利を奪われるという、甚く甚大な訴訟妨害を被った。偽装小川掲示板、及び糾弾掲示板に拠る訴訟攪乱は、被告巫・被告吉田、また訴外・小川が意志一致しての謀略・姦計である。

徒勞の訴訟活動で被った時間・物質的被害は130万円を下らない、連帯して支払え。

## 第6 結語

別訴・小川吉田訴訟の初口頭弁論は先日27日に開かれた、欠席した両被告の認否の留保について裁判官に尋ねたところ、原告は認否はしていないと思うだろうが、裁判所としては小川・吉田共に「争う」姿勢と考えている。

両被告の認否はしないとは・・・原告の主張立証に対して、被告らは”真実性の抗弁”が出来ないということだ。

呼び出されて土俵に上がるのを拒んでいると考えるが、小川・吉田の両者は、無理矢理に土俵に引き摺り出される様相である。

以上

### 添付書面

謝罪文の趣旨・要件 一枚

### 証拠方法

追って、甲号証を提出する。

2015年2月3日

## 弁論併合の上申書

原告

### 上申の趣旨

本件の審理につき、平成26年(ハ)第1153号事件と併合して審理するよう上申する。

### 上申の理由

本訴訟は、御庁にて進行中の、平成26年(ハ)第1153号事件(以下、小川吉田訴訟という)の請求原因・証拠・争点は同根であり、属性も共にしている。  
この訴訟の提起意図は、共同不法行為で訴えてこそ事件解明できる事案が、被告吉田の応訴義務逃れから、別事件として立川支部に提訴した経緯がある。  
先行した小川訴訟から、4月後の吉田訴訟の提起に際して、弁論の併合申立をした。しかし却下となり、同時して巫を立川支部に提訴したところ、担当判事は同じ小池あゆみ裁判官であり、初口頭弁論は同日の午前は巫訴訟、午後は吉田訴訟と、実質的には併合審理がされたと思料している。  
裁判の効率・訴訟経済・真相解明からも弁論の併合が望ましいと上申する。

2015年2月3日

## 謝罪文の趣旨・要件

原告

ネット上で誹謗中傷を繰り返す「荒らし」は、欧米では「トロール」と呼ばれているが、そういった行為を繰り返す人間はろくでもないことが最新の研究で明らかとなった。ここで言う「荒らし」とは、ネットの議論でわざと人を怒らせたり、会話をかき乱したりする目的でコメントを投稿する人のことを指す。そうした人は嘘をつき、物事を誇張し、他人を不快にして反応を煽るためだけにコメントを残す。

**第 723 条に基き、以下の趣旨・要件の謝罪文を、糾弾掲示板に掲載要求する。**

私、吉田卓朗は昨年2月、二回期結審がされた法廷で宣誓をしての証言で「原告の実名及び個人情報をネット上に掲載した事実は一切にありません」と嘘の証言・偽証をしました。

そして現在まで執拗に原告の実名と、詐欺者・犯罪者である如きの虚偽事実を執拗にネット掲示板で情宣・喧伝している。

よって、ここに、インターネット検索結果目的に、捏造した虚偽事実をネット匿名掲示板に流布して、貴殿の人権・人格権を侵害・毀損したことを深く謝罪をいたします。

(掲載は糾弾掲示板に表示)

八王子簡易裁判所 御中

2015年2月3日

上 申 書

糾弾掲示板への謝罪文の掲載費用は、訴額の最低基準額である10万円を超えない。

原告